

東日本大震災津波に伴う現場代理人の兼務に関する取扱いについて

陸前高田市告示第106号

平成24年10月15日

現場代理人については、陸前高田市営建設工事請負契約書別記（以下「契約書別記」という。）において工事現場に常駐することと規定しているが、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に係る災害復旧工事の発注が増加したことに伴い、人材の不足が懸念される。このため、本市が発注する工事の現場代理人の常駐義務を緩和することとし、契約書別記第10条第2項の規定に関わらず、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。

1 対象工事

次に掲げる事項を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約している複数工事は、これらを1件として扱うものとする。

- (1) いずれの工事も当初設計金額が、2,500万円（税込）未満であること。
- (2) 県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能とし、いずれの工事も工事場所が陸前高田市、大船渡市及び住田町の区域内であること。
- (3) 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。

2 兼務の条件

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ、発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

3 手続き

- (1) 現場代理人を兼務させようとする場合は、受注者は「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図・工程表を添付し、発注者に提出すること。
- (2) 施工計画書の作成に当たっては、受注者は「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 施行時期

通知の日以降に指名競争入札通知する工事に適用する。

ただし、入札済及び契約済の工事であっても、1の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については適用できるものとする。

現場代理人の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、「東日本大震災津波に伴う現場代理人の兼務に関する取扱いについて」（平成23年12月5日陸前高田市告示第43号。以下「兼務に関する取扱い」という。）に基づく現場代理人兼務対象工事であり、陸前高田市営建設工事請負契約書別記第10条第2項の規定に関わらず、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

2 兼務できる工事

兼務できる工事は、2件の工事場所が陸前高田市、大船渡市及び住田町の区域内の場合に限る。

3 兼務の条件

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ、発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続き

- (1) 現場代理人を兼務させようとする場合は、受注者は「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し、発注者に提出すること。
- (2) 施工計画書の作成に当たっては、受注者は「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

平成 年 月 日

現場代理人の兼務届

発注者

陸前高田市長 戸 羽 太 あて

受注者（住所又は所在地）

（名称又は商号）

㊞

（代表者職及び氏名）

下記のとおり 2 件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届出します。

記

1 現在従事している工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負代金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 今後従事させたい工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負代金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

注1：上記1と2それぞれの監督職員あて提出すること。

注2：兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注3：各工事の連絡員は複数名でも構わない。